

ごみ焼却処理施設 維持管理記録（令和4年度）

1 焼却施設の状況

	測定項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
1号炉	ごみ焼却量(t) 種類:可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	2,306.32	2471.78	757.21	—	—	1450.87	955.13	1230.68	2482.32	2591.12	2236.96	2407.46	18,889.85
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	1,054	1,009	1,008	—	—	949	985	1,043	1,082	1,105	1,091	1,083	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	154	153	153	—	—	154	151	160	164	164	163	159	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	7.6	9.6	9.6	—	—	11.5	10.5	11.0	7.9	7.1	7.5	7.7	—
2号炉	ごみ焼却量(t) 種類:可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	—	1246.78	2416.99	2433.97	2,361.34	2,352.70	1615.36	650.12	671.24	—	—	793.86	14,542.36
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	—	960	1,044	1,006	976	986	1,001	1,009	1,031	—	—	1,021	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	—	149	157	163	162	159	155	155	162	—	—	153	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	—	7.5	8.1	9.6	9.8	8.8	10.7	7.0	6.6	—	—	6.8	—

※炉出口ガス温度、集じん器入口燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度は、運転月報の24時間/日の運転データの平均値です。

2 冷却設備及び排ガス処理装置に堆積したばいじんの除去を行った年月日

	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	冷却設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働時は自動で除去されます。											
	排ガス処理設備												
2号炉	冷却設備												
	排ガス処理設備												

※排ガス処理設備については、休炉点検時に堆積したばいじんを除去。

3 排ガス中のダイオキシン類の濃度

測定項目	基準値	1号炉	2号炉
排ガスの採取年月日		令和4年4月15日	令和4年12月5日
測定結果の得られた年月日		令和4年5月2日	令和4年12月23日
排ガス中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.0078	0.0035

※ダイオキシン類濃度は1回/年、分析機関による検査を実施しています。

4 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度

	測定項目	基準値	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	5回目
1号炉	排ガスの採取年月日		令和4年4月15日	令和4年5月19日	令和4年9月30日	令和4年12月16日	令和5年1月18日	令和5年2月22日
	測定結果の得られた年月日		令和4年4月26日	令和4年6月2日	令和4年10月12日	令和4年12月26日	令和5年1月27日	令和5年3月2日
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0008未満	0.0007未満	0.0007未満
	硫酸酸化物排出量(ppm)	30以下	0.6未満	0.7未満	5	0.7未満	0.7未満	0.7未満
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	27	34	36	35	43	39
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	4	2	3	3	6	6
2号炉	排ガスの採取年月日		令和4年6月2日	令和4年7月5日	令和4年8月5日	令和4年9月6日	令和4年10月7日	令和4年12月5日
	測定結果の得られた年月日		令和4年6月16日	令和4年7月19日	令和4年8月18日	令和4年9月16日	令和4年10月18日	令和4年12月15日
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0008未満	0.0008未満	0.0008未満	0.0008未満	0.0007未満
	硫酸酸化物排出量(ppm)	30以下	0.7未満	0.8未満	0.8未満	0.8未満	0.7未満	0.7未満
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	30	38	36	48	42	43
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	0.7	2	2	3	6	1

※ばい煙濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度は6回/年(1回/2ヶ月)、分析機関による検査を実施しています。

※ばいじん濃度・窒素酸化物濃度・塩化水素濃度の基準値と測定結果は、酸素12%換算値です。